

## 仕 様 書

### 1 概要

#### (1) 件名

下水道施設等で使用する電気の調達

#### (2) 場所

別表のとおり

#### (3) 業種及び用途

官公署(下水道施設)

### 2 仕様

#### (1) 供給電気方式等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6,000 ボルト
ウ 標準周波数	60 ヘルツ
エ 受電方式	1 回線受電
オ 非常用自家発電設備	別表のとおり
カ 蓄熱槽	なし

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力	入札金額明細書のとおり (別表は令和 3 年度の実績値)
--------	---------------------------------

※なお、契約電力が 500 kW 未満の履行時における各月の契約電力は、当該需  
要場所における、その 1 月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、  
いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量	入札金額明細書のとおり (別表は令和 3 年度の実績値)
-----------	---------------------------------

#### (3) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日	令和 4 年 12 月 1 日 午前 0 時
イ 使用期間	令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 1 月 30 日まで

#### (4) 需給地点

別表のとおり

#### (5) 電気工作物の財産分界点

別表のとおり

#### (6) 保安上の責任分界点

別表のとおり

#### (7) 電力量の計量

計量日は、落札者と別途協議することとし、計量は電力会社が設置した計量器に  
記録された値によるものとする。

#### (8) 基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、再生可能エネルギー発電促 進割賦課金入札金額の算定にあたっては、考慮しない。なお、履行時における各月の 電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、 再生可能エネルギー発電促進割賦課金については、四日市市管内的一般電気事業者が 特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

#### (9) 電力使用量及び電力料金等の明細については別紙の「請求書様式 1」のとお りエクセルデータにて作成、提出すること。

(10) 暴力団等不当介入に関する事項

ア 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条に規定する警察等関係機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当と認められるときは、契約を解除することがある。

イ 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をを行うこと。
- (イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (ウ) 上記(ア)(イ)の報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措置をとるものとする。

(11) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。

以上